

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	結核児童療育費負担金	事業開始年度	昭和34年度	作成責任者		
担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	担当課室	母子保健課	泉 陽子		
会計区分	一般会計	上位政策	—			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第20条、第53条	関係する計画、通知等	結核にかかっている児童に対する療育の給付について (厚生省児童局長通知 昭和36年8月9日付け児発第826号) 母子保健衛生費等の国庫負担(補助)について (厚生労働事務次官通知 平成20年6月4日付け厚生労働省発雇児第0604003号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	長期の入院治療を要する結核児童の療育の給付を行うのに必要な経費を補助することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	対象者:結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの 給付内容:結核治療にかかる医療費の自己負担の一部を補助 ○実施主体:都道府県、指定都市、中核市 ○補助率:1/2					
実施状況	平成20年度実施状況 実施主体:103(全都道府県、指定都市、中核市) 給付人数:14人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	8	7	5	5	4
	執行額	2	2	7		
	執行率	25.0%	28.6%	140.0%	※平成20年度から日用品等を結核児童日用品費等負担金に組替えたため、平成19年度は日用品等を含んだ額となっている。	
	総事業費(執行ベース)	4	5	17		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	都道府県等は、「母子保健衛生費等の国庫負担(補助)について(平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号)」の規定に基づき、事業実績報告書に關係書類及び当該事業に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、国に提出することとされており、これらの提出書類により支出先等について確認を行っている。				
	見直しの余地	結核児童に対し、早期に適正な医療を提供し、疾患を治癒させることは児童の健全育成の観点からも重要であるため、引き続き事業を実施する必要がある。				
予算・監視の効率化	本事業は、児童福祉法に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
補記	※1 平成20年度から日用品等を結核児童日用品費等負担金に組替えたため、平成19年度は日用品等を含んだ額となっている。 ※2 平成21年度は未熟児養育費負担金から目内で流用し、交付決定を行ったため、執行額が予算額(補正後)を上回っている。					

厚生労働省 7百万円

〔交付申請書の内容審査、交付決定等〕



【補助】

都道府県
指定都市
中核市
(106カ所)
7百万円

〔結核児童療育事業の実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
※支出額が100万円以下のため、記入していない。					
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

(別紙)

平成21年度 母子保健衛生費負担金
(結核児童療育費負担金交付先上位10自治体)

	実施主体名	金額(百万円)
1	埼玉県	0.85
2	神奈川県	0.69
3	東京都	0.62
4	山梨県	0.62
5	茨城県	0.52
6	川崎市	0.48
7	宮崎市	0.32
8	栃木県	0.31
9	千葉県	0.26
10	山形県	0.26